

山梨県介護員養成研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項の規定に基づき、山梨県（以下「県」という。）又は県が指定する事業者が行う介護員養成研修（以下「研修」という。）の実施について、施行令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係）（平成24年3月28日付老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(研修の課程)

第2条 研修の課程は、施行規則第22条の23に定める介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

(研修の目的)

第3条 介護職員初任者研修課程は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにすることを目的とする。

2 生活援助従事者研修課程は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的とする。

(実施主体)

第4条 研修の実施主体（以下「実施主体」という。）は、県又は知事が指定した事業者（以下「事業者」という。）とする。

(受講対象者)

第5条 介護職員初任者研修課程の受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

2 生活援助従事者研修課程の受講対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(受講決定)

第6条 研修を受講する者の決定は、それぞれの研修の実施主体が行う。

(研修科目等)

第7条 厚生労働大臣が定める基準及び取扱細則の規定に基づき、研修科目及び研修時間数は別表1「研修カリキュラム」の内容以上のものとする。

2 次の各号に掲げる者については、別紙1「科目免除の取扱い」に定める基準により研修時間の一部を免除することができる。

- (1) 介護業務に従事した経験のある者
- (2) 生活援助従事者研修課程を修了した者
- (3) 入門的研修(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。)を修了した者
- (4) 認知症介護基礎研修(「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。)を修了した者
- (5) 訪問介護に関する三級課程(「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。)を修了した者

(研修の目標、評価及び内容)

第8条 研修における各科目の目標、評価及び内容は、別紙2「介護員養成研修における目標、評価の指針」によるものとする。

(研修の方法)

第9条 研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。ただし、その一部において実習を活用することができるものとする。

2 実習を行うにあたって必要な事項は、別紙3「実習の取扱い」に定めるとおりとする。

3 研修の一部は、通信の方法によって実施することができるものとし、科目ごとの通信学習の上限時間は別表2「通信学習の時間数」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な通信学習の教材及び適切な方法により、指導及び評価を行わなければならない。

(講師の要件)

第10条 研修の講師は各科目を担当するのにふさわしい知識及び技術を有する者とし、具体的には別紙4「講師の取扱い」に定める要件を満たす者とする。

2 研修の講師は、考え方や内容の偏りがなく、科目ごとに適切に配置しなければならない。

(修了証明書の交付)

第11条 実施主体は、全ての研修科目を履修した者であって、介護技術の習得が評価され、かつ、筆記試験による修了評価の結果が所定の水準を超えた者に対して、研修を修了した旨を記載した修了証明書を交付しなければならない。

(名簿の管理)

第12条 事業者は、修了証明書を交付した者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、住所、生年月日等を記載した交付名簿その他必要書類を適正に管理するとともに知事に提出するものとする。

2 知事は、県が実施した研修修了者の名簿及び事業者から提出された名簿を適正に管理するものとする。

(研修の修了者とみなす者)

第13条 次の各号に掲げる者は、介護職員初任者研修課程の修了者とみなす。

- (1) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程を修了した者
- (2) 看護師又は准看護師の資格を有する者
- (3) 実務者研修（介護福祉士試験の受験要件として、6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修をいう。）を修了した者
- (4) ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成3年11月13日適用）及び山梨県ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成8年4月1日適用）に基づく1級課程又は2級課程を修了した者
- (5) 家庭奉仕員講習会推進事業について（昭和62年6月26日社老第84号社会局長、児童家庭局長連名通知）に基づく家庭奉仕員講習会を修了した者、又は家庭奉仕員の採用時研修について（昭和57年9月8日社老第100号社会局老人福祉課長、社会局更生課長、児童家庭局障害福祉課長連名通知）に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者で、介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業（以下「老人居宅介護等事業」という。）に1年以上従事した経験を有する者
- (6) 昭和57年以前に家庭奉仕員として老人居宅介護等事業に1年以上従事した経験を有する者

2 次の各号に掲げる者は、生活援助従事者研修課程の修了者とみなす。

- (1) 前項の各号に定める者
- (2) 介護職員初任者研修課程を修了した者

(研修を修了したとみなす証明書の交付)

第14条 知事は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる者から各課程の修了者とみなす証明書の交付の申請があったときは、修了証明書（様式1）を交付するものとする。

2 前項の申請は、修了証明書交付申請書（様式2）に資格等を証明する書類を添付して行うものとする。

(情報の公表)

第15条 事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や介護サービス等の事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別表3「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などで公表することにより、事業者の質の比較、受講者等による事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めなければならない。

2 知事は、事業者による情報の公表が適切に行われているか、また、事業者の実態と公表内容

とに齟齬がないかを定期的に確認する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業者の指定に関する事項その他研修の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成25年1月11日から施行する。ただし、介護職員初任者研修の実施は平成25年4月1日からとする。

第2条 「山梨県訪問介護員養成研修事業取扱要領」(以下「旧要領」という。)及び「山梨県介護職員基礎研修事業者及び介護職員基礎研修指定要綱」(以下「旧要綱」という。)は、平成25年3月31日をもって廃止する。ただし、旧要領又は旧要綱に基づき同日までに開講した研修については、同日以降においてもなお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

研修カリキュラム

1 介護職員初任者研修課程

科目	時間数	項目
1. 職務の理解 (注3)	6時間	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	(3)人権と尊厳を支える介護 (4)自立に向けた介護
3. 介護の基本	6時間	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	(1)介護保険制度 (2)医療との連携とリハビリテーション (3)障害福祉制度およびその他制度
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	(1)介護におけるコミュニケーション (2)介護におけるチームのコミュニケーション
6. 老化の理解	6時間	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康
7. 認知症の理解	6時間	(1)認知症を取り巻く状況 (2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (4)家族への支援
8. 障害の理解	3時間	(1)障害の基礎的理解 (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3)家族の心理、かかわり支援の理解

<p>9. こころとからだのしくみと生活支援技術 (注3) (注4)</p>	<p>75時間</p>	<p>I. 基本の学習【10～13時間】 (1)介護の基本的な考え方 (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解</p> <hr/> <p>II. 生活支援技術の講義・演習【50～55時間】 (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護 (6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (9)入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (10)排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護</p> <hr/> <p>III. 生活支援技術演習【10～12時間】 (13)介護過程の基礎的理解 (14)総合生活支援技術演習</p>
<p>10. 振り返り (注3)</p>	<p>4時間</p>	<p>(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p>
<p>合計</p>	<p>130時間</p>	
<p>修了評価 (注5)</p>	<p>1時間</p>	

(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注2) 各科目内の項目ごとの時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

(注3) 「1. 職務の理解」、「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「10. 振り返り」においては、別紙3「実習の取扱い」に定めるところにより、施設見学等の実習を活用することが可能。

(注4) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、介護に必要な基礎知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。

(注5) 全科目履修後に筆記試験による修了評価を実施すること。

2 生活援助従事者研修課程

科目	時間数	項目
1. 職務の理解 (注3)	2時間	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解
2. 介護における尊厳の 保持・自立支援	6時間	(3)人権と尊厳を支える介護 (4)自立に向けた介護
3. 介護の基本	4時間	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全
4. 介護・福祉サービスの 理解と医療との連 携	3時間	(1)介護保険制度 (2)医療との連携とリハビリテーション (3)障害福祉制度およびその他制度
5. 介護におけるコミュ ニケーション技術	6時間	(1)介護におけるコミュニケーション (2)介護におけるチームのコミュニケーション
6. 老化と認知症の理解	9時間	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康 (3)認知症を取り巻く状況 (4)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (5)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (6)家族への支援
7. 障害の理解	3時間	(1)障害の基礎的理解 (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かか わり支援等の基礎的知識 (3)家族の心理、かかわり支援の理解
8. こころとからだのし くみと生活支援技術 (注4)	24時間	I. 基本の学習 (1)介護の基本的な考え方 (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ----- II. 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護 (6)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に 向けた介護 (7)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた 介護 (8)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた 介護 (9)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期 介護 ----- III. 生活支援技術演習 (10)介護過程の基礎的理解

9. 振り返り (注3)	2時間	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修
合 計	59時間	
修了評価 (注5)	0.5時間	

(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注2) 各科目内の項目ごとの時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

(注3) 「1. 職務の理解」及び「9. 振り返り」においては、別紙3「実習の取扱い」に定めるところにより、施設見学等の実習を活用することが可能。

(注4) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、移乗・移動に関連した実習を2時間実施すること。このほか、別紙3「実習の取扱い」に定めるところにより、施設見学等の施設見学等の実習を活用することが可能。

(注5) 全科目履修後に筆記試験による修了評価を実施すること。

別表 2

通信学習の時間数

通信形式で実施できる各科目の上限時間と総時間

1 介護職員初任者研修課程

科 目	通信時間の上限	科目総時間
1. 職務の理解	0 時間	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	7. 5 時間	9 時間
3. 介護の基本	3 時間	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7. 5 時間	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6. 老化の理解	3 時間	6 時間
7. 認知症の理解	3 時間	6 時間
8. 障害の理解	1. 5 時間	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援	1 2 時間	7 5 時間
10. 振り返り	0 時間	4 時間
合 計	40. 5 時間	130 時間

2 生活援助従事者研修課程

科 目	通信時間の上限	科目総時間
1. 職務の理解	0 時間	2 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	6 時間
3. 介護の基本	2. 5 時間	4 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2 時間	3 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6. 老化と認知症の理解	5 時間	9 時間
7. 障害の理解	1 時間	3 時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	1 2. 5 時間	2 4 時間
9. 振り返り	0 時間	2 時間
合 計	2 9 時間	5 9 時間

別表 3

研修機関が公表すべき情報の内訳

研修機関情報	法人情報 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人格・法人名称・住所等 ● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名 △ 理事等の構成、組織、職員数等 △ 教育事業を実施している場合・事業概要 △ 研究活動を実施している場合・概要 △ 介護保険事業を実施している場合・事業概要 △ その他の事業概要 △ 法人財務情報
	研修機関情報 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所名称・住所等 ● 理念 ● 学則 ● 研修施設、設備 △ 沿革 △ 事業所の組織、職員数等 △ 併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆ △ 財務セグメント情報
研修事業情報	研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 ● 研修のスケジュール（期間、日程、時間数） ● 定員（集合研修、実習）と指導者数 ● 研修受講までの流れ（募集、申し込み） ● 費用 ● 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
	課程責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 課程編成責任者名 △ 課程編成責任者の略歴、資格
	研修カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 科目別シラバス ● 科目別担当教官名 ● 科目別特徴 演習の場合は、実技内容・備品、指導体制 ● 科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間（通信） ● 通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題（通信）
	修了評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準
	実習施設 (実習を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力実習機関の名称・住所等☆ ● 協力実習機関の介護保険事業の概要☆ ● 協力実習機関の演習担当者名 ● 実習プログラム内容、プログラムの特色 ● 実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等） △ 実習担当者の略歴、資格、メッセージ等 ● 協力実習機関における延べ人数

講師情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 名前 ● 略歴、現職、資格 △ 受講者向けメッセージ等 △ 受講者満足度調査の結果等
実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の研修実施回数（年度ごと） ● 過去の研修延べ参加人数（年度ごと） △ 卒業率・再履修率 △ 卒後の就業状況（就職率／就業分野） △ 卒後の相談・支援
連絡先等	<ul style="list-style-type: none"> ● 申し込み・資料請求先 ● 法人の苦情対応者名・役職・連絡先 ● 事業所の苦情対応者名・役職・連絡先
質を向上させるための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> △ 自己評価活動、相互評価活動 △ 実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携 △ 研修活動、研究活動 △ 研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など） △ 事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など）

●：必須 △：可能な限り公表

☆：他のページにリンクで対応可

- ※ インターネット上のホームページにより情報を公開する。
- ※ サーバーは、法人ごと事業所ごとに自ら確保する。
- ※ 県は、研修機関のアドレスについて、受講生がアクセスしやすい方法で公表する。
- ※ 基本ストラクチャ（構造）は変更しない。

第 号

修了証明書

氏 名
生年月日 年 月 日

介護職員初任者研修課程を修了したものとみなすことを証明する。

年 月 日

山梨県知事名 印

第 号

修了証明書 (携帯用)

氏 名
生年月日 年 月 日

介護職員初任者研修課程を修了したものとみなすことを証明する。

年 月 日

山梨県知事名 印

第 号

修了証明書

氏 名

生年月日

年

月

日

生活援助従事者研修課程を修了したものとみなすことを証明する。

年 月 日

山梨県知事名

印

第 号

修了証明書 (携帯用)

氏 名

生年月日

年

月

日

生活援助従事者研修課程を修了したものとみなすことを証明する。

年 月 日

山梨県知事名

印

修了証明書交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者氏名 印

介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程を修了したものとみなす証明書の交付を受けたいので次のとおり申請します。

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現住所	〒 ー 電話番号 ()
申請要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程又は2級課程を修了した者 2 看護師又は准看護師の資格を有する者 3 実務者研修を修了した者 4 介護職員初任者研修課程を修了した者 5 ホームヘルパー養成研修事業実施要綱等に基づく1級課程又は2級課程を修了した者 6 家庭奉仕員講習会又は家庭奉仕員採用時研修修了者で、老人居宅介護等事業に従事した経験を有する者 7 昭和57年以前に家庭奉仕員として老人居宅介護等事業に従事した経験を有する者 8 その他（申請理由)
添付書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1、3、4又は5の者 修了証明書 2の者 看護師又は准看護師免許証の写し 6の者 ①家庭奉仕員講習会又は家庭奉仕員採用時研修修了書の写し (修了書がない者は、研修修了年度 年度) ②老人居宅介護等事業への従事を証明する書類 7の者 老人居宅介護等事業への従事を証明する書類 8の者 申請理由の証明に必要な書類

科目免除の取扱い

1 免除科目及び時間

免除科目及び免除時間は次の各表のとおりとし、各免除科目において免除することのできる内容（（１）ア及び（２）アについては除く。）は、取扱細則別添 2 又は別添 7 のとおりとする。

(1) 介護職員初任者研修課程

ア 介護業務に従事した経験のある者（要綱第 8 条第 1 項及び第 2 項に定めによる実習を行うことができる施設において、過去 3 年以内に介護の業務に従事した期間が通算 365 日以上であり、かつ、実際に就労した日数が通算して 180 日以上である者をいう。以下同じ。）

区分	免除科目	最大免除時間
実習	9. こころとからだのしくみと生活支援技術（「Ⅱ 生活支援技術の講義・演習」に限る。） (75 時間)	12 時間

イ 生活援助従事者研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	1. 職務の理解 (6 時間)	2 時間
	2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9 時間)	6 時間
	3. 介護の基本 (6 時間)	4 時間
	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9 時間)	3 時間
	5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6 時間)	6 時間
	6. 老化の理解 (6 時間)	6 時間
	7. 認知症の理解 (6 時間)	3 時間
	8. 障害の理解 (3 時間)	3 時間
	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 (75 時間)	24 時間
		Ⅰ 基本知識の学習 (10～13 時間)
	Ⅱ 生活支援技術の講義・演習 (50～55 時間)	14.5 時間
	Ⅲ 生活支援技術演習 (10～12 時間)	2 時間
	10. 振り返り (4 時間)	2 時間
合 計		59 時間

ウ 入門的研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	3. 介護の基本 (6 時間)	6 時間
	6. 老化の理解 (6 時間)	6 時間
	7. 認知症の理解 (6 時間)	6 時間
	8. 障害の理解 (3 時間)	3 時間
合 計		21 時間

エ 認知症介護基礎研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	7. 認知症の理解 (6 時間)	6 時間

オ 訪問介護に関する三級課程を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	1. 職務の理解 (6時間)	3時間
	2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	3時間
	9. こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	7時間
	I 基本知識の学習 (10～13時間)	—
	II 生活支援技術の講義・演習 (50～55時間)	4時間
	III 生活支援技術演習 (10～12時間)	3時間
合計		13時間

(2) 生活援助従事者研修課程

ア 介護業務に従事した経験のある者

区分	免除科目	最大免除時間
実習	8. こころとからだのしくみと生活支援技術(「II 生活支援技術の講義・演習」に限る。) (24時間)	4時間

イ 入門的研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	3. 介護の基本 (4時間)	4時間
	6. 老化と認知症の理解 (9時間)	9時間
	7. 障害の理解 (3時間)	3時間
合計		16時間

ウ 認知症介護基礎研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	6. 老化と認知症の理解 (9時間)	3時間

エ 訪問介護に関する三級課程を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	1. 職務の理解 (2時間)	2時間
	2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)	3時間
	8. こころとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)	7時間
	I 基本知識の学習	—
	II 生活支援技術の講義・演習	4時間
	III 生活支援技術演習	3時間
合計		12時間

2 免除の手続き等

- (1) 事業者は、受講者から研修科目の免除の申出があったときは、受講者から免除に関する証明書類(介護業務従事証明書(参考1)又は各研修の修了証明書等)の写しを提出させ、内容を確認したうえで研修科目の一部を免除することができるものとする。
- (2) 事業者は、(1)により研修科目の一部を免除したときは、免除に関する証明書類の写しを「科目免除確認書」(要領様式第4号別紙1)に添付し、「介護員養成研修事業実績報告書」(要領様式第4号)とともに知事に提出するものとする。

介護業務従事証明書

年 月 日

(研修事業者) 様

所在地

法人名

代表者名

印

電話番号

次の者は、以下のとおり介護業務の従事経験を有することを証明します。

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 施設等名 (事業所番号)
- 3 施設種別
- 4 業務内容
- 5 従事期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 従事日数 日間

(注) 「6 従事日数」は、「5 従事期間」のうち実際に就労した日数を記載してください。

介護員養成研修における目標、評価の指針

1 介護職員初任者研修課程

(1) 介護職員初任者研修を通じた到達目標

- ① 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

(2) 各科目の「到達目標・評価の基準」

① 「ねらい（到達目標）」

「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

介護職員初任者研修修了時点でただちにできることは困難だが、介護職員初任者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

② 「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、介護職員初任者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

介護職員初任者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル

【表記】

- ・「列挙できる」（知っているレベル）
- ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）
- ・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）

筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。

- イ 技術の習得を確認するもの。
実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

- ウ 各科目の「内容例」

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。

各科目の到達目標、評価、内容

1. 職務の理解（6時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-------------	--

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・研修課程全体（130時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。 ・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様なサービスの理解 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービス（居宅、施設）、○介護保険外サービス 2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解 <ul style="list-style-type: none"> ○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ （視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携

2. 介護における尊厳の保持・自立支援（9時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 ・虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。

(2) 内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。
内容	<p>1. 人権と尊厳を支える介護</p> <p>(1) 人権と尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 <p>(2) ICF</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野におけるICF <p>(3) QOL</p> <ul style="list-style-type: none"> ○QOLの考え方、○生活の質 <p>(4) ノーマライゼーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの考え方 <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援 <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 <p>2. 自立に向けた介護</p> <p>(1) 自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止 <p>(2) 介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の考え方

3. 介護の基本（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。
-----	--

修了時の評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について列挙できる。 ・介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。 ・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを列挙できる。 ・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを列挙できる。 ・介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を列挙できる。
------------	--

(2) 内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 ・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、場合によってはそれに一人に対応しようとせず、サービス提供責任者や医療職と連携することが重要であると実感できるよう促す。
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護環境の特徴の理解 <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護と施設介護サービスの違い、○地域包括ケアの方向性 (2) 介護の専門性 <ul style="list-style-type: none"> ○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム、○多職種から成るチーム (3) 介護に関わる職種 <ul style="list-style-type: none"> ○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者、○看護師等とチームとなり利用者を支える意味、○互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担 2. 介護職の職業倫理 <p>職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重 3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護における安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード (2) 事故予防、安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有 (3) 感染対策 <ul style="list-style-type: none"> ○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識 4. 介護職の安全 <p>介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○腰痛の予防に関する知識、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策</p>

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 ・介護保険制度や障害福祉制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 ・高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 ・医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進 (2) 仕組みの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <ul style="list-style-type: none"> ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 2. 医療との連携とリハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念 3. 障害福祉制度およびその他制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉制度の理念 <ul style="list-style-type: none"> ○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類） (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで (3) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業

5. 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて 列挙できる。 ・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職 としてもつべき視点を列挙できる。 ・言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由につ いて考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 ・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するととも に、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。
内 容	<p>1. 介護におけるコミュニケーション</p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 ○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○ 家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で 家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズと デマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 ○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケー ション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケー ション技術</p> <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化 ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する 記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット 報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告 ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境 ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる 観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p>

6. 老化の理解（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 ・高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等

(2) 内容例

指 導 の 視 点	高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <ul style="list-style-type: none"> ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 2. 高齢者と健康 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい

7. 認知症の理解（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ・ 健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ・ 認知症の中核症状と行動・心理症状（B P S D）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 ・ 認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方、及び介護の原則について列挙できる。また、同様に、若年性認知症の特徴についても列挙できる。 ・ 認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。 ・ 認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること ・ 認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を概説できる。 ・ 家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 ・ 複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する） 2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 3. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（B P S D）、○不適切なケア、○生活環境で改善 (2) 認知症の利用者への対応 ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア 4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）

8. 障害の理解（3時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	障害の概念と I C F、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と I C F について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と I C F を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と I C F <ul style="list-style-type: none"> ○ I C F の分類と医学的分類、○ I C F の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ○ ノーマライゼーションの概念 2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害、○ 聴覚、平衡障害、○ 音声・言語・咀嚼障害、○ 肢体不自由、○ 内部障害 (2) 知的障害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害 (3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） <ul style="list-style-type: none"> ○ 統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○ 高次脳機能障害、○ 広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) その他の心身の機能障害 3. 家族の心理、かかわり支援の理解 <ul style="list-style-type: none"> 家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の理解・障害の受容支援、○ 介護負担の軽減

9. こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）

<展開例>

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。

I. 基本知識の学習…10～13時間

- 「1. 介護の基本的な考え方」
- 「2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
- 「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

II. 生活支援技術の講義・演習…50～55時間

- 「4. 生活と家事」
- 「5. 快適な居住環境整備と介護」
- 「6. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「7. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「8. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「9. 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「10. 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「11. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「12. 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護」

III. 生活支援技術演習…10～12時間

- 「13. 介護過程の基礎的理解」
- 「14. 総合生活支援技術演習」

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 ・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。 ・要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、及び介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。 ・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。 ・人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。 ・人体の構造や機能が列挙でき、なぜ行動が起こるのかを概説できる。 ・家事援助の機能と基本原則について列挙できる。 ・装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。 ・体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使

修了時の評価ポイント	<p>用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。
------------	---

(2) 内容例

指導の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護実践に必要なところとからだのしくみの基礎的な知識を介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。 ・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 ・例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の支援」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解できるように促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。 ・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。
内容	<p>< I. 基本知識の学習… 10～13時間 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護 2. 介護に関するところのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○ところの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がところに与える影響 3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○ところとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点 <p>< II. 生活支援技術の講義・演習… 50～55時間 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 生活と家事 <ul style="list-style-type: none"> 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体的・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観 5. 快適な居住環境整備と介護 <ul style="list-style-type: none"> 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法

内容

- 家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与
6. 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
整容に関する基礎知識、整容の支援技術
○身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、○身じたく、○整容行動、○洗面の意義・効果
7. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援
○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、褥瘡予防
8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援
○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防
9. 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法
○羞恥心や遠慮への配慮、○体調の確認、○全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、○目・鼻腔・耳・爪の清掃方法、○陰部清浄（臥床状態での方法）、○足浴・手浴・洗髪
10. 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽快な排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法
○排泄とは、○身体面（生理面）での意味、○心理面での意味、○社会的な意味、○プライド・羞恥心、○プライバシーの確保、○おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、○排泄障害が日常生活上に及ぼす影響、○排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、○一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的な方法、○便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）
11. 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護
睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法
○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防
12. 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護
終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援
○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性

内 容	<p>※「Ⅱ. 生活支援技術の講義・演習」においては、総時間の概ね5～6割を技術演習にあてることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p> <p><Ⅲ. 生活支援技術演習…10～12時間></p> <p>13. 介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p> <p>14. 総合生活支援技術演習 (事例による展開)</p> <p>生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。</p> <p>○事例の提示→支援技術演習→支援技術の課題(1事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する)、○事例は高齢(要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可)から2事例を選択して実施</p> <p>※本科目の6～11の内容においても、「14. 総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。</p> <p>※本科目の6～11の内容における各技術の演習及び「14. 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価(介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等)を行うことが望ましい。</p>
--------	--

10. 振り返り（4時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。
-------------	---

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅、施設の何れの場合であっても、「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って介護を行えるよう理解を促す。 ・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたいうで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 ・修了後も継続的に学習することを前提に、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 ・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 ・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）
内 容	<p>1. 振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修を通じて学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと ○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等） <p>2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続的に学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介

2 生活援助従事者課程

(1) 生活援助従事者研修を通じた到達目標

- ① 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が必要であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

(2) 各科目の「到達目標・評価の基準」

①「ねらい（到達目標）」

「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

生活援助従事者研修修了時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

②「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

生活援助従事者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル。

【表記】

- ・「理解している」（概要を知っているレベル）
- ・「列挙できる」（知っているレベル）
- ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）
- ・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）

筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各科目の「内容例」

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、各科目の内容について例示したものである。

各科目の到達目標、評価、内容

1. 職務の理解（3時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-------------	---

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。 ・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1.多様なサービスの理解 ○介護保険サービス（居宅）、○介護保険外サービス 2.介護職の仕事内容や働く現場の理解 ○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○居宅の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む）

2. 介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 ・虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを理解している。

(2) 内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。
内容	<p>1. 人権と尊厳を支える介護</p> <p>(1) 人権と尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 <p>(2) ICF</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野におけるICF <p>(3) QOL</p> <ul style="list-style-type: none"> ○QOLの考え方、○生活の質 <p>(4) ノーマライゼーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの考え方 <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援 <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 <p>2. 自立に向けた介護</p> <p>(1) 自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止 <p>(2) 介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の考え方

3. 介護の基本（4時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。
修了時の評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。 ・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。 ・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。 ・介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。

(2) 内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるよう促す。
内容	<ol style="list-style-type: none">1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携<ol style="list-style-type: none">(1) 介護環境の特徴の理解<ul style="list-style-type: none">○地域包括ケアの方向性(2) 介護の専門性<ul style="list-style-type: none">○重度化防止・遅延化の視点○利用者主体の支援姿勢○自立した生活を支えるための援助○根拠のある介護○チームケアの重要性○事業所内のチーム(3) 介護に関わる職種<ul style="list-style-type: none">○異なる専門性を持つ多職種の理解○介護支援専門員○サービス提供責任者2. 介護職の職業倫理 職業倫理<ul style="list-style-type: none">○専門職の倫理の意義○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）○介護職としての社会的責任○プライバシーの保護・尊重3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント<ol style="list-style-type: none">(1) 介護における安全の確保<ul style="list-style-type: none">○事故に結びつく要因を探り対応していく技術○リスクとハザード○身体介助の技術を持たない人が介助するリスク(2) 事故予防、安全対策<ul style="list-style-type: none">○リスクマネジメント○分析の手法と視点○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）○情報の共有(3) 感染対策<ul style="list-style-type: none">○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）○「感染」に対する正しい知識4. 介護職の安全 介護職の心身の健康管理<ul style="list-style-type: none">○介護職の健康管理が介護の質に影響○ストレスマネジメント○手洗い・うがいの励行○手洗いの基本○感染症対策

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要のポイントを列挙できる。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解している。 ・介護保険制度や障害福祉制度の理念と保険料負担、本人負担について理解している。 例：利用者負担割合等 ・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて理解している。 ・高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について理解している。

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を促す。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、 ○地域包括ケアシステムの推進 (2) 仕組みの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <ul style="list-style-type: none"> ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 2. 医療との連携とリハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護 3. 障害福祉制度およびその他制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉制度の理念 <ul style="list-style-type: none"> ○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類） (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで (3) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業

5. 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ・言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 ・チームケアにおける専門職種でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。
内 容	<p>1. 介護におけるコミュニケーション</p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割</p> <p style="padding-left: 20px;">○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <p style="padding-left: 20px;">○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p style="padding-left: 20px;">○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <p style="padding-left: 20px;">○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化</p> <p style="padding-left: 20px;">○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告</p> <p style="padding-left: 20px;">○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境</p> <p style="padding-left: 20px;">○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者とは頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p>

6. 老化と認知症の理解（9時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 ・介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 ・高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等 ・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ・認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 ・認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性和留意点について列挙できる。 ・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること ・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。 ・家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて理解している。

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 ・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 ・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常 <ol style="list-style-type: none"> （1）老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験 （2）老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <ul style="list-style-type: none"> ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 2. 高齢者と健康 <ol style="list-style-type: none"> （1）高齢者の疾病と生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛 （2）高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状(強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症)、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかか

内 容	<p>りやすい</p> <p>3. 認知症を取り巻く状況</p> <p>認知症ケアの理念</p> <p>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</p> <p>4. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <p>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>5. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善</p> <p>(2) 認知症の利用者への対応</p> <p>○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p> <p>5. 家族への支援</p> <p>○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）</p>
--------	--

7. 障害の理解（3時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<p>障害の概念とICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。</p>
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念とICFについて概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。

(2) 内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none">・介護において障害の概念と I C F を理解しておくことの必要性の理解を促す。・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。
内容	<ol style="list-style-type: none">1. 障害の基礎的理解<ol style="list-style-type: none">(1) 障害の概念と I C F<ul style="list-style-type: none">○ I C F の分類と医学的分類、○ I C F の考え方(2) 障害福祉の基本理念<ul style="list-style-type: none">○ ノーマライゼーションの概念2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識<ol style="list-style-type: none">(1) 身体障害<ul style="list-style-type: none">○ 視覚障害、○ 聴覚、平衡障害、○ 音声・言語・咀嚼障害、○ 肢体不自由、○ 内部障害(2) 知的障害<ul style="list-style-type: none">○ 知的障害(3) 精神障害 (高次脳機能障害・発達障害を含む)<ul style="list-style-type: none">○ 統合失調症・気分 (感情障害)・依存症などの精神疾患、○ 高次脳機能障害、○ 広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害(4) その他の心身の機能障害3. 家族の心理、かかわり支援の理解 家族への支援<ul style="list-style-type: none">○ 障害の理解・障害の受容支援、○ 介護負担の軽減

8. こころとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)

<展開例>

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。

I. 基本知識の学習

- 「1. 介護の基本的な考え方」
- 「2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
- 「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

II. 生活支援技術の講義・演習

- 「4. 生活と家事」
- 「5. 快適な居住環境整備と介護」
- 「6. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「7. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「8. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「9. 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護」

III. 生活支援技術演習

- 「10. 介護過程の基礎的理解」

(1) 到達目標・評価の基準

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 ・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。
修了時の評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 ・利用者の身体の状態に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 ・人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。 ・家事援助の機能の概要について列挙できる。 ・移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 ・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。 ・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみを理解している。 ・ターミナルケアの考え方について列挙できる。

(2) 内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助を中心とする介護実践に必要とされるところとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。 ・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 ・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。
内容	<p>< I. 基本知識の学習 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除） ○法的根拠に基づく介護 2. 介護に関するところのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因 3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、 ○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○ところとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点

内 容	<p><Ⅱ. 生活支援技術の講義・演習></p> <p>4. 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ○家庭内に多い事故</p> <p>6. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援 ○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</p> <p>7. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>8. 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>9. 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候</p> <p><Ⅲ. 生活支援技術演習></p> <p>10. 介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p>
--------	--

9. 振り返り（2時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。
-------------	---

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。 ・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたいうえで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 ・修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 ・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 ・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等
内 容	<p>1. 振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと ○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等） <p>2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続的に学ぶべきこと、○研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Of-JT、OJT）を紹介

実習の取扱い

1 実習を行うことができる科目、項目及び上限時間数は次のとおりとする。

なお、実習を実施する科目、項目及び時間数は、研修日程表（指定基準参考様式3）に記載するものとする。

（1）介護職員初任者研修課程

科目	項目	上限時間数
1. 職務の理解	(2)介護職の仕事の内容や働く現場の理解	左記項目にあてる時間数
9. こころとからだのしくみと生活援助技術	II. 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護 (6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (9)入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (10)排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護	左記項目において技術演習にあてるべき時間数のうち12時間
10. 振り返り	(2)就業への備えと研修終了後における継続的な研修	左記項目にあてる時間数

（2）生活援助従事者研修課程

科目	項目	上限時間数
1. 職務の理解	(2)介護職の仕事の内容や働く現場の理解	左記項目にあてる時間数
8. こころとからだのしくみと生活援助技術	II. 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護 (6)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	移乗・移動に関連した実習（必須）の2時間の外に、左記項目において技術演習にあてるべき時間数のうち2時間（計4時間）

	(8)睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9)死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護	
9. 振り返り	(2)就業への備えと研修終了後における継続的な研修	左記項目にあてる時間数

2 「1. 職務の理解」および「10（又は9）. 振り返り」における実習については、次のとおりとする。

- (1) 研修担当講師による指導の一環として行う施設見学等の実習とすること。この場合、1の表に掲げる「項目」にあてる時間数の全て又はその一部を実習とすることができる。
- (2) 研修の指定申請時点で開設から1年以上経過した施設又は事業所（以下「実習施設」という。）であって、別表に定める①～③のいずれかの事業所において実施すること。

3 「9（又は8）. ところとからだのしくみと生活援助技術」における実習については、次のとおりとする。

- (1) 実習実施前に実習オリエンテーションを行い、スケジュール、事故防止のための注意点、実習記録の書き方その他必要な事項について指導すること。
- (2) 実習を行うそれぞれの項目において基礎的な演習を行った後に実習を行うこと。
- (3) 研修の指定申請時点で開設から1年以上経過した施設又は事業所（以下「実習施設」という。）であって、別表に定める①の事業所又は①と②の両方の事業所において実施すること。
- (4) 実習は介護技術演習に代わって実施されるものであるから、可能な限り介護技術を体験できるよう配慮すること。

4 実習実施上の留意点

- (1) 実習施設において、実習指導者（実習受入担当者）としてふさわしい者が配置されること。
- (2) 実習受入承諾書（参考1）を実習施設と取り交わし、実習指導者と連携して実習実施計画（参考2）を定める。
- (3) 事業者は、実習施設と連携して受講者の出欠及び実習状況を常に把握するとともに、受講者の安全な実習に留意する。また、受講者に実習記録（参考3）を作成させ、毎日実習指導者の評価、確認を受けることにより、必要な実習が確実に行われていることを確認する。ただし、担当講師が現場での指導を行う場合は、この限りではない。
- (4) 事業者は、質の高い実習内容が受講者全員に対して実施されるよう、実習施設の確保をしなければならない。
- (5) 事業者は、実習記録をもとに実習修了確認書（参考4）を整備し、科目等担当講師による実習の修了確認を行うこと。
- (6) 事業者及び実習施設は、実習生として遵守すべき事項を提示すること。
- (7) 実習施設の利用者の秘密の保持に十分配慮すること。
- (8) 実習記録は、原本又はその写しを受講者に返却すること。

実習施設一覧表

①施設・居住型事業所（介護実習）
<input type="radio"/> 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型を含む） <input type="radio"/> 介護老人保健施設 <input type="radio"/> 介護医療院 <input type="radio"/> 介護療養型医療施設 <input type="radio"/> 認知症対応型共同生活介護事業所 <input type="radio"/> 特定施設入居者生活介護事業所（外部サービス利用型は除く。） <input type="radio"/> 短期入所生活介護事業所 <input type="radio"/> 障害者支援施設（障害者総合支援法） <input type="radio"/> （福祉型・医療型）障害児入所施設（児童福祉法）
②訪問系事業所（ホームヘルプサービス同行訪問）
<input type="radio"/> 訪問介護事業所 <input type="radio"/> 訪問入浴介護事業所 <input type="radio"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 <input type="radio"/> 夜間対応型訪問介護事業所 <input type="radio"/> 居宅介護事業所（障害者総合支援法）
③その他事業所（在宅サービス提供現場見学）
<input type="radio"/> 通所介護事業所 <input type="radio"/> 通所リハビリテーション事業所 <input type="radio"/> 訪問看護事業所 <input type="radio"/> 地域包括支援センター <input type="radio"/> 在宅介護支援センター

実習受入承諾書

年 月 日

(研修事業者) 様

(所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

印

(電 話)

貴団体の実施する介護員養成研修の実習施設として、次のとおり受講者の受け入れを承諾します。

1. 実習施設の種類

①施設・居住型事業所

②訪問系事業所

③その他事業所

2. 実習施設名 (介護保険事業者又は障害福祉サービス事業者である場合は、事業所番号も記入)

施設種別：

施設名等：

(事業所番号

)

3. 実習受入期間・1年間あたりの受入回数及び1回あたりの受入人数

年 月 日 ～ 年 月 日 (年 回・各回 名)

4. 実習時間

原則として 時 分 ～ 時 分 (時間) × 日

(注) 同一法人が設置する2箇所以上の施設等で実施する場合は、実習施設の種類と実習施設名をすべて記載するか、施設等ごとに用紙を分けてください。

参考2

実習実施計画書

1. 施設・居住型事業所

科目名	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	
実施期間	○年○月○日～○年○月○日	
時間数	6時間×2日＝12時間	
施設種別	実習施設名	受け入れ人数
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム△△荘 (指導職員役職名・氏名)	20名 (4名×5回)
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	有料老人ホーム○○園 (指導職員役職名・氏名)	20名 (4名×5回)

2. 訪問系事業所

科目名	10. 振り返り	
実施期間	○年○月○日～○年○月○日	
時間数	3時間	
施設種別	実習施設名	受け入れ人数
訪問介護事業所	○○ヘルパーステーション	10名 (2名×5回)
訪問介護事業所	□□訪問介護事業所	10名 (2名×5回)

3. その他事業所

科目名	1. 職務の理解	
実施期間	○年○月○日～○年○月○日	
時間数	3時間	
施設種別	実習施設名	受け入れ人数
通所介護事業所	デイサービスセンター○○	20名 (5名×4回)

実 習 記 録

【受講者氏名 】

実施年月日	年 月 日 ()	実施時間	時 分 ~ 時 分
科目名			
実習施設の種類			
実習施設名			
実習の目的 経験目標			
実習内容	時 間	実習の具体的内容	
反省・感想等			
実習指導者 評価・確認印	実習指導者名 印		

講師の取扱い

- 1 研修の講師は、各科目を担当するのにふさわしい知識及び技術を有する者とし、具体的には、知識及び技術に関しては受講者に的確に指導できる能力及び受講者の質問等に的確に応答ができる者であって、講師要件一覧（別表）に定める資格要件を満たす者とする。通信により研修の一部を実施する場合の添削指導を行う講師も同様とする。
- 2 講師の経歴、国家資格、実務経験等については講師一覧表（参考1）及び講師履歴書（参考2）に準じて整備し、国家資格等の資格証の写しとともに提出すること。
- 3 要綱第9条第2項において、考え方や内容の偏りがないう、科目ごとに適切に講師を配置しなければならないこととしているのは、科目内の項目の内容に応じた資格・実務経験を有する者を講師とすること、特定の講師がそれぞれの内容に応じた資格等を有しているとしても、その講師の考え方に偏った内容とならないよう、多数の講師により研修が実施されるべきことを定めたものである。
- 4 演習を行う必要のある科目のうち、介護職員初任者研修課程における「9. こころとからだのしくみと生活援助技術」内の項目4「生活と家事」から項目14「総合生活支援技術演習」及び生活援助従事者研修課程における「8. こころとからだのしくみと生活援助技術」内の項目4「生活と家事」から項目10「介護課程の基礎的理解」における技術演習については、受講者が10名を超える場合においては次の表とおり講師及び補助講師を配置すること。補助講師の要件は、当該科目に係る講師の要件を満たす者のほか、当該科目に関連する実務経験が3年以上あり、過去1年以内に実務に就いていた者とする。なお、補助講師においても講師に準じた履歴書等を提出すること。

受講者数	講師数
10人以下	1人（主講師のみ）
11人以上20人以下	2人（主講師＋補助講師1人）
21人以上30人以下	3人（主講師＋補助講師2人）
31人以上40人以下	4人（主講師＋補助講師3人）

- 5 講師出講確認書（参考3）を整備し、講師が署名（押印）することにより、講師の出講状況を明らかにする。

講 師 履 歴 書

年 月 日現在

担当科目 (複数の科目を担当する場合は、全ての科目を記入すること)			専任・兼任 (該当に○)
ふりがな 氏 名			
現在の所属 と業務内容	所 属		
	業務内容	(年 月 ~ 年 月)	
担当科目に 関係のある 経歴	勤務先名称	担当業務(科目)内容	期 間
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
担当科目に 関係のある 資格・免許	名 称		取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
その他 参考事項			

※資格者証の写しを添付すること。

講師要件一覧

1 介護職員初任者研修課程

科目	項目	講師要件
1. 職務の理解 (6時間)	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護支援専門員 ○地域包括支援センター職員 ○在宅介護支援センター職員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員(高等学校において、その在籍する生徒に対するカリキュラムとして研修が実施される場合に限る。以下この表において同じ。) (1)に限り、 ○介護保険を担当する行政職員 (2)に限り、 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	(1)人権と尊厳を支える介護 (2)自立に向けた介護	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
3. 介護の基本 (6時間)	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	(1)介護保険制度 (2)医療との連携とリハビリテーション (3)障害福祉制度およびその他制度あり	○教科内容を担当課目とする大学等講師 (1)(3)に限り、 ○社会福祉士 ○介護支援専門員 ○地域包括支援センター職員 ○在宅介護支援センター職員 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 (1)に限り ○介護保険を担当する行政職員 (2)に限り、 ○医師 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 (3)に限り、 ○精神保健福祉士 ○障害者(児)福祉の相談業務に携わる者 ○障害者福祉を担当する行政職員
5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1)介護におけるコミュニケーション (2)介護におけるチームのコミュニケーション	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
6. 老化の理解 (6時間)	(1)老化に伴うこととからだの変化と日常 (2)高齢者と健康	○医師 ○保健師 ○看護師 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 (1)に限り、 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○精神保健福祉士 ○介護支援専門員 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員
7. 認知症の理解 (6時間)	(1)認知症を取り巻く状況 (2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (3)認知症に伴うこととからだの変化と日常生活 (4)家族への支援	○医師 ○保健師 ○看護師 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 (1)、(4)に限り、 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○精神保健福祉士 ○介護支援専門員 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 (4)に限り、 臨床心理士

科目	項目	講師要件
8. 障害の理解 (3時間)	(1)障害の基礎的理解 (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3)家族の心理、かかわり支援の理解	○医師 ○保健師 ○看護師 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 (1)(3)に限り、 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○精神保健福祉士 ○介護支援専門員 ○障害者(児)福祉の相談業務に携わる者 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 (3)に限り、 臨床心理士
9. こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	I 基本知識の学習(10～13時間)	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 (2)に限り、 ○精神保健福祉士 ○臨床心理士 (3)に限り ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士
	II 生活支援技術の講義・演習(50～55時間)	
	(4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護 (6)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (8)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (9)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 (10)排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (11)睡眠に關したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護	
	III 生活支援技術演習(10～12時間)	○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 介護技術演習に係る部分を除いて、 ○社会福祉士 ○介護支援専門員 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員
	(13)介護課程の基礎的理解 (14)総合生活支援技術演習	
10. 振り返り (4時間)	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護支援専門員 ○地域包括支援センター職員 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員

※講師要件欄に定める資格を有する者又は職にある者とする。

※資格を有する者については、その資格に関する実務経験が原則として5年以上であること。(介護職に関する資格については、資格取得以前に従事可能な介護業務の実務経験を含めることができる。)

2 生活援助従事者研修課程

科目	項目	講師要件
1. 職務の理解 (2時間)	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護支援専門員 ○地域包括支援センター職員 ○在宅介護支援センター職員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員(高等学校において、その在籍する生徒に対するカリキュラムとして研修が実施される場合に限る。以下この表において同じ。) (1)に限り、 ○介護保険を担当する行政職員 (2)に限り、 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)	(1)人権と尊厳を支える介護 (2)自立に向けた介護	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
3. 介護の基本 (4時間)	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)	(1)介護保険制度 (2)医療との連携とリハビリテーション (3)障害福祉制度およびその他制度	○教科内容を担当課目とする大学等講師 (1)(3)に限り、 ○社会福祉士 ○介護支援専門員 ○地域包括支援センター職員 ○在宅介護支援センター職員 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 (1)に限り ○介護保険を担当する行政職員 (2)に限り、 ○医師 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 (3)に限り、 ○精神保健福祉士 ○障害者(児)福祉の相談業務に携わる者 ○障害者福祉を担当する行政職員
5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1)介護におけるコミュニケーション (2)介護におけるチームのコミュニケーション	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者
6. 老化と認知症の理解 (9時間)	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康 (3)認知症を取り巻く状況 (4)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (5)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (6)家族への支援	○医師 ○保健師 ○看護師 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 (1)、(3)、(6)に限り、 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○精神保健福祉士 ○介護支援専門員 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 (3)、(6)に限り、 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 (6)に限り、 臨床心理士
7. 障害の理解 (3時間)	(1)障害の基礎的理解 (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3)家族の心理、かかわり支援の理解	○医師 ○保健師 ○看護師 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 (1)(3)に限り、 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○精神保健福祉士 ○介護支援専門員 ○障害者(児)福祉の相談業務に携わる者 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 (3)に限り、 臨床心理士

科目	項目	講師要件
8. ところとからだのしくみ と生活支援技術 (24時間)	I 基本知識の学習 (1)介護の基本的考え方 (2)介護に関するところのしくみの基礎的理解 (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○介護支援専門員 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員 (2)に限り、 ○精神保健福祉士 ○臨床心理士 (2)に限り ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士
	II 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護 (6)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (8)睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9)死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護	○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○精神保健福祉士 ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 ○管理栄養士 ○栄養士 ○歯科衛生士 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ※講師の専門に応じて分割して講義・演習を行うこと 介護技術演習に係る部分を除いて、 ○社会福祉士 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員
	III 生活支援技術演習 (10)介護課程の基礎的理解	○介護福祉士 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 介護技術演習に係る部分を除いて、 ○社会福祉士 ○介護支援専門員 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員
9. 振り返り (2時間)	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護支援専門員 ○地域包括支援センター職員 ○訪問介護・看護業務または福祉施設における介護・看護業務の経験を有する(准)看護師 ○実務者研修修了者 ○介護職員基礎研修修了者 ○訪問介護員養成研修1級修了者 ○教科内容を担当課目とする大学等講師 ○教科内容の教員免許を持つ高等学校教員

※講師要件欄に定める資格を有する者又は職にある者とする。

※資格を有する者については、その資格に関する実務経験が原則として5年以上であること。(介護職に関する資格については、資格取得以前に従事可能な介護業務の実務経験を含めることができる。)